

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

助成対象経費（想定事業別）

区 分		摘 要
(a)-1 都内における着地型旅行商品の企画・造成		
	ニーズ調査に係る経費	外部委託するものに限る。
	モニターツアーに係る経費	
	旅行会社へ向けた営業経費	旅行博等への出展経費、セールスツールの作成費等
	その他事業に係る経費	
※その他に係る経費は事業実施に直接必要なものに限る。		
(a)-2 都内の地域特産品の企画・開発		
	ニーズ・マーケティング調査に係る経費	外部委託するものに限る。
	商品パッケージデザイン開発費	
	機材・設備・備品の賃借料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
	イベント（物産店等）の出展経費	
	その他事業に係る経費	
※その他に係る経費は事業実施に直接必要なものに限る。		
(a)-3 （ウ） 都内における旅行者誘致イベントの企画・実施		
	会場設営及び運営委託に要する経費	
	機材・設備・備品の賃借料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
	消耗品の購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
	出演料	
	その他事業に係る経費	
※その他に係る経費は事業実施に直接必要なものに限る。		

助成対象経費（共通）

区 分	摘 要
広告宣伝費	チラシ・ポスター等制作費等
通信運搬費	郵便料、電信料等

（参考）助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	イベント事業以外の土地の賃借を除く。
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く。
助成事業者の人件費	
運営委託に係る経費	イベント事業を除く。
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃等
金券等購入費	
租税公課	
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

※国、都、区市町村の補助金及び交付金、その他の補助制度の対象となった経費は、助成対象外とする。
ただし、区市町村より交付される運営費等など、特定の事業に限定されていない補助金は除く。